

平成30年第12回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 平成30年12月20日（火） 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|----|-----|
| 1番 | 坂元 | 勝志 | 2番 | 坂元 | 兼一 |
| 3番 | 田畑 | 和成 | 4番 | 豊増 | 文夫 |
| 5番 | 深水 | 美佐子 | 6番 | 南原 | 奈美子 |
| 7番 | 赤崎 | 敬一郎 | 8番 | 吉留 | 義晃 |
| 9番 | 栗牧 | 伸一 | 10番 | 池山 | 準一 |

出席推進委員（23名）

| | | | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|----|----|
| 11番 | 下市 | 博彰 | 12番 | 甫立 | 浩二 | 13番 | 野間 | 菊昭 |
| 14番 | 山崎 | 博文 | 15番 | 久保 | 正昭 | 16番 | 柿園 | 藤男 |
| 17番 | 帖佐 | 達郎 | 18番 | 三腰 | 修一 | 19番 | 竹井 | 好博 |
| 20番 | 長野 | 壯二 | | | | 22番 | 徳留 | 伸一 |
| 23番 | 下屋敷 | 正 | 24番 | 野元 | 秀一 | 25番 | 栗野 | 一三 |
| 26番 | 堀之内 | 睦 | 27番 | 上屋敷 | 守 | 28番 | 大迫 | 勝哉 |
| 29番 | 竹之内 | 重則 | 30番 | 熊田 | 孝治 | 31番 | 松尾 | 秀樹 |
| 32番 | 永江 | 友義 | | | | 34番 | 坂元 | 智一 |
| 35番 | 黒瀬 | 陸朗 | | | | | | |

職員（4名）

| | | |
|-------------|-----|----|
| 事務局長 | 岩下 | 純一 |
| 農地係長 | 松山 | 明浩 |
| 農地係主査 | 尾付野 | 直樹 |
| 農地係主査 | 福留 | 章乃 |
| 農地中間管理事業推進員 | 外川内 | 勉 |
| 農政課農業振興係 | 上大迫 | 暢哉 |

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可（農委）申請について（3件）
- (2) 議案第2号 農地法第4条申請について（1件）
- (2) 議案第3号 農地法第5条申請について（5件）
- (3) 議案第4号 農業振興地域内農用地利用計画の変更案に係る意見について（1件）
- (4) 議案第5号 農用地利用集積計画について（26件）
- (5) その他

6 その他

事務局長 　ただ今から平成30年第12回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　（あいさつ）

事務局長 　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中23名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。、
8番 吉留義晃委員、9番 栗牧伸一委員をお願いいたします。

次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、会務報告を終わります。

次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（尾付野） 　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしている
と判断し提案いたします。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果
並びに補足説明をお願いします。

13番委員 　12-1番について説明申し上げます。渡人の●●さんと受人の●●さん
は親子であります。世帯主はすでに●●さんでありまして、管理もされて
います。今回すべての田、畑を息子に譲りたいということで話がなされ
たようです。特に問題はないようです。以上です。よろしく願いいたし
ます。

25番委員 　12-2番について説明いたします。渡人の●●さんと受人の●●さん
は親子でありまして、●●さんは独り暮らしでありましたが、昨年、●●
さんが自衛隊を定年退職され実家に帰ってこられました。これを機会に●
●さんに農地を譲りたいということで申請されました。子への贈与とい
うことで何ら問題はないと思われ、審議の方宜しくお願い致します。

20番委員 　12-3番について説明いたします。渡人の●●さんは受人の●●さん

の娘さんでありまして、現在、東京にお住まいであります。ことから（山崎）へは帰ってくる予定もないことから母である●●さんへ譲ることとなったそうです。現在は●●さんが管理をされておられるようです。よろしくお祈りいたします。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

6 番委員 　1 2－3 について質問いたします。●●さんの年齢、経営状態、後継者について教えてください。

2 0 番委員 　年齢は 7 2 歳です。現在は一人住まいです。後継者はいないと思います。

事務局 　補足で説明いたします。●●さんが取得された農地については元々の名義はお父様の名義でありました。死亡された際に兄弟で分けられました。その時に、この農地を●●さんが相続され一年経過したところです。先ほど説明のあった通り東京にお住まいということで、農地をどうすることもできないということで、いったん母へ返すということのようです。

議長 　よろしいですか。

6 番委員 　はい。

議長 　他にございませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局（松山） 　議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請について」説明
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

2 4 番委員 　1 2－1 番について説明いたします。申請地の下の段は以前同じように転用申請がなされ、現在は 6 0 頭程度の牛が飼育されている牛舎が建って

います。今回は、この施設の上の方に30～40頭程度の規模の牛舎を建て、併せて飼料の置き場を設置する計画であります。問題は牛糞の管理や雨水などの水の処理について問題が生じないように要請いたしました。以上です。

議長 　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

7番委員 　雨水対策などについてお願いだけだと、後々困るのでは。そうしますという確約はいらないのでしょうか。

事務局 　農地転用の場合は、申請書類の中に被害防除の計画というのがあり、こういうふうには迷惑をかけないようにしますという計画を作ると、また、被害防除の誓約書というのがありまして、何か問題があった場合には自分で解決しますという誓約書を頂いており、これで対応しているところであります。

8番委員 　申請人の代理人には、牛糞やし尿の処理というより、敷地に降った雨水をどう処理した方がいいか検討するように指示いたしました。

議長 　今の説明でよろしいですか。

7番委員 　はい

議長 　他にございませんか。

（なしの声あり）

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。なお、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」についても関連がありますので、一括してご審議くださるようお願いいたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局（松山） 　議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明（関連部分の議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画変更申請調書」について説明）

申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお

願いたします。

3 4 番委員 1 2—1 番について説明いたします。渡人の●●さんの畑にKDDIの無線基地の新設工事に伴う資材置場であります。永野地区の通信環境が良くなりますので、よろしく願いたします。

2 6 番委員 1 2—2 番について説明いたします。申請地の隣には受人の●●さんの製品倉庫があり、この申請地（農地）を●●さんが購入して、自分の会社に貸付け駐車場として使用したいとのことでありました。申請地の道路側には軽量ブロックが設置されていましたが、これを撤去し進入路を確保するというものでした。駐車場ですので、砂利舗装し奥に水が溜まらないように配慮するとのことでした。また、境界杭についても明示してあり問題はないと思われます。以上です。

1 6 番委員 1 2—3 番と4 番について説明いたします。申請地は宮之城運動公園の入り口にある交差点を北薩広域公園方面に入ったところにあります。説明については事務局からありましたとおり、1 2—3 番については、会社が購入して自動車置場にす。1 2—4 番については、個人（社長）が購入して、会社へ自動車置場として貸付けられるものです。境界についてははっきりしており、進入路もあり何ら問題はないと思われます。また、渡人の●●さんと受人の●●さんは親戚関係であり●●さんに買ってほしいということもあつたようす。以上です。

2 9 番委員 1 2—5 番について説明いたします。渡人の●●さんは、現在は霧島市の隼人にお住まいです。この農地には親が梅を植栽されていたようですが現在は放置されています。現地はフレッシュ熊田（お店）の近くにあります。申請地のすぐ近くには、民家がありますがパネルの向きを考えますと影響はないと判断いたしました。また、進入路や境界等もしっかりしており問題はないと思います。審議のほうをよろしく願いたします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問はありませんか。

4 番委員 1 2—3 番と1 2—4 番についてであります。売る人は同じ人で買う人が一方は会社、一方は個人となつていますがどういふことでしょうか。

1 6 番委員 融資の関係だと聞いています。このあたりの土地の価格が高いことから会社が融資を受けられる額を超えたことにより、一部は個人で買われたようす。

議長 よろしいですか。

4 番委員 はい

議長 他にございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」と議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請（農振除外）」についても承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

また、議案第4号「農業振興地域内農用地利用計画の変更申請（農振除外）」についても承認することを決定いたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。議事参与制限の案件がありますので、9ページ12-2番を議題といたします。●●委員の退室をお願いします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
（福留）

「議案第5号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」
（9ページ 12-2番について説明）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の説明について、担当推進委員の方から、補足説明はありませんか。

26番委員

12-2番について報告いたします。申請地は以前より受人の●●さんが耕作されてきました。●●さんから買って欲しくないかと申し出があり、吉留さんの農地の隣であることから購入したとのことでありました。境界とか進入路もはっきりしており何も問題はないようでした。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

（なしの声あり）

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」の12-2番については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」の12-2番については、妥当とすることに決定いたします。●●委員の入室をお願いします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」の議事参与以外を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局
(福留)

「議案第5号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

なし

ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、(6)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

事務局
(尾付野)

議案第6号平成30年荒廃農地土地調査による非農地判断について朗読及び説明

議長

事務局より説明のありました。非農地判断に対して、ご意見等ございませんか。

意見はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第6号「農荒廃農地土地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号「農荒廃農地土地調査による非農地判断について」は、妥当とすることに決定いたします。

他にありませんか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはあります。その他で事務局より事務連絡はありますか。

事務局

別紙資料について

- ・農業委員会手帳について
- ・2019年農業委員会活動記録セットについて
- ・「農地集積に関する確認書」の協力依頼
- ・相続未登記農地の利用の促進について
- ・(薩摩地区)農協理事と農業委員との意見交換会について
(2/4 農協本所 農協理事が少ないため農業委員10名で行う)
※班会議後に農業委員のみで意見交換会の議題について協議する。
- ・農地のあっせんについて(注意)
- ・農業委員等の綱紀粛正について
- ・権限移譲後の審査体制及び審査日程等について

議長

ただ今の事務局からの説明について何かございませんか。

(なしの声あり)

それでは、以上をもちまして、平成30年第12回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。
全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長 _____
委 員 8 番委員 _____
委 員 9 番委員 _____